

葛西地区自治会連合会会則

第一章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、葛西地区自治会連合会（以下「連合会」という）と称する

(事 務 所)

第2条 連合会は、事務所を東京都江戸川区中葛西3-10-1、江戸川区葛西事務所内に置く

(目 的)

第3条 連合会は、各町・自治会相互の連絡並びに親睦と融和を図り、自治精神の
かん養に努め、生活環境の改善と地域住民の福祉増進に寄与することを目的とする

(事 業)

第4条 連合会は前条の目的を達成するために次の事業を行う

- (1) 各町・自治会及び各協議会との連絡、調整並びに親睦を図る事業
- (2) 地域住民の生活環境改善に係わる調査、研究に関する事業
- (3) 地域住民相互の交流と親睦を促進する事業
- (4) 地域住民の体力向上と健康保持を推進する事業
- (5) 各町・自治会の向上発展のための活動及び研究に関する事業
- (6) 地域内の良い環境と住み良い街づくりに係わる事業
- (7) その他、前条の目的達成のために必要と認める事業

第二章 構 成

(構 成 団 体)

第5条 連合会の構成団体は葛西地区内の各町・自治会で第七条に定める協議会に
所属し連合会の目的に賛同し、その事業を理解している各町・自治会をも
って構成する

(入 退 会)

第6条 連合会に入退会しようとするときは、その趣旨を文書により所属の協議会
を経て会長に申し出、役員会の承認を得なければならない

第 三 章 組 織

(協 議 会)

第 7 条 構成団体の各町・自治会は、次の協議会を構成する

- (1) 二之江地区自治連絡協議会
- (2) 長島・桑川地区自治連絡協議会
- (3) 船堀地区自治連絡協議会
- (4) 宇喜田・小島地区自治連絡協議会
- (5) 葛西南部自治連絡協議会
- (6) 葛西中央自治連絡協議会

第 8 条 各協議会は、各町・自治会の連合をもって組織し、自助自立の精神と連帯と協調を基に自主的な活動を展開する

第 9 条 各協議会の会長は連合会の副会長を兼ねる

(専 門 部 会)

第 1 0 条 連合会の活発な活動と円滑な運営を促進するため、必要に応じ、専門部会を置くことができる

第 1 1 条 連合会の副会長を部会長の職に充て構成団体の代表者（以下「構成員」とする）を部会員とする

ただし、部会長が必要と認める者を部会員とすることができる。

(企画調整部会)

第 1 2 条 役員会の補佐・各協議会間の連絡調整を行うため企画調整部会を置く

第 1 3 条 企画調整部会は次の事務を行う

- (1) 企画・立案に関する事項
- (2) 調査・研究に関する事項
- (3) 各協議会間の情報交換に関する事項
- (4) その他役員会に関する事項

第 1 4 条 各協議会及び第 16 条に定める女性連絡部会はそれぞれ 1 名ずつの部会員を選出する

第 1 5 条 企画調整部会に部会長を置き、部会長は部会員が互選する

第 1 5 条の 2 部会員は役員会に出席し、議案を提出し、又は意見を述べることができる

(女性連絡部会)

第 1 6 条 連合会の円滑な運営を促進するため女性連絡部会を置く

第17条 女性連絡部会は次の事業を行う

- (1) 女性部員の資質の向上及び女性部の発展を図ること
- (2) 関係諸団体との連絡調整及び活動を補佐すること
- (3) その他、前条の目的達成のために必要と認める事業

第18条 女性連絡部会は連合会に加盟する町・自治会の女性部員で、同連絡部会の趣旨に賛同するものをもって構成する

第19条 女性連絡部会に部会長を置く。部会長は同連絡部会総会において選出される

第20条 組織・会議・会計その他の事項については、別途会則を設け、定めるとする

ただし、会則の変更は連合会役員会の承認を必要とする

第 四 章 役 員

(役 員)

第21条 連合会に次の役員を置く

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副 会 長 | 6 名 |
| (3) 会 計 | 2 名 |
| (4) 会計監査 | 2 名 |
| (5) 理 事 | 若干名 |

(職 務)

第22条 役員職務は、次のとおりとする

- (1) 会長は会を代表し、会務を総括する
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する
- (3) 会計は本会の経理を処理し、会計報告を行う
- (4) 会計監査は本会の会計を監査し、その結果を報告する
- (5) 理事は①～④の役員を補佐し、会運営の円滑を図る
- (6) 役員は役員会を構成し、会務の執行を決定する

(選 出)

第23条 役員は総会において選出する

- 2 役員となるべき候補者の数は別に定める方法で各協議会より選ばれた数とする

第23条の2 前条の規定に係わらず、女性連絡部会の部会長は連合会の役員となるものとする

(任期)

第24条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない

- 2 役員が任期途中で退任した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする
ただし、役員が3月1日以後、直近の総会までの間に退任した場合、特別な事情のないかぎり総会までの職務は前任者が行い、後任者の任期は総会以後の前任者の残任期間とする

第五章 顧問等

第25条 連合会に顧問、常任相談役、及び相談役を置くことができる

- 2 顧問、常任相談役及び相談役は役員会の推薦により会長が委嘱する
- 3 顧問、常任相談役及び相談役は重要な事項について、会長の諮問に応ずる

第六章 会議

(会議の種類)

第26条 連合会の会議は、総会、定例会及び役員会とする

(構成)

第27条 総会と定例会は構成員及び女性連絡部会の部会長、同選出の企画調整部会員をもって構成する

(議決事項)

第28条 総会は、次の事項を議決する

- (1) 事業報告、決算、事業計画、予算等の案件に関すること
- (2) 役員を選出すること
- (3) 会則の改正に関すること
- (4) その他、連合会の運営に関する重要な事項

2 定例会は次の事項を議決する

- (1) 役員会より付議された事項の決定
- (2) 会務執行上、必要と認める事項を役員会へ付議すること

- 3 役員会は次の事項を決定する
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関する重要な事項
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行
 - (4) 定例会に付議すべき事項
 - (5) その他、会務執行上必要な事項
 - (6) 顧問、常任相談役、相談役の推薦

(開 催)

- 第29条 総会は毎年1回、会計年度終了後原則として2ヵ月以内に開催する
ただし臨時総会は次ぎに掲げる場合に開催する
- (1) 会長または、役員会が必要と認めたとき
 - (2) 構成員の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき
- 2 定例会は毎年3回以上開催する
 - 3 役員会は随時に開催する

(招 集)

- 第30条 会議は全て会長が招集する
- 2 会議を招集する場合は、会議の目的たる事項等及び日時並びに場所を示した書面により、会議を構成する構成員に通知しなければならない

(議 長)

- 第31条 総会の議長は、その総会において出席の構成員の中から選任する
- 2 定例会の議長は、会長又は会長の指名した者がこれにあたる
 - 3 役員会の議長は、会長又は会長の指名した者がこれにあたる

(定 足 数)

- 第32条 会議は、これを構成する者の2分の1以上の出席があれば開会することができる
ただし、上記2分の1の中には、委任状と第34条に規定する代理人を合わせた数のうち、全構成員の5分の1以上を含むことはできない

(議 決)

- 第33条 会議の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(代理表決等)

第34条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない構成員は、他の構成員又は構成員の属する団体の副会長を代理人として表決を委任することができる
ただし、役員会については代理出席は認めないものとする

第七章 事務局

(事務局)

第35条 連合会に事務局を置く

第八章 資産及び経理

(資産)

第36条 連合会の資産は、次の各号をもって構成する

(1) 会計年度内における次ぎに掲げる収入

① 分担金

② 寄付金

③ 資産から生じる収入

事業に伴う収入

その他の収入

(資産の管理及び運用)

第37条 連合会の資産の管理及び運用は会長が行う

(経費の支弁)

第38条 連合会の経費は資産をもって支弁する

2 連合会の構成団体は、分担金を負担する

(会計年度)

第39条 連合会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる

第九章 雑則

(委任)

第40条 この会則の施行について必要な事項は、会長が役員会の議決を経て定める

(付則)

1 本会則は、昭和48年10月18日より施行する

- 1 本会則は、昭和58年 4月 1日より施行する
- 1 本会則は、昭和59年 4月 1日より施行する
- 1 本会則は、昭和60年 4月 1日より施行する
- 1 本会則は、昭和61年 4月 1日より施行する
- 1 本会則は、平成 2年 4月 1日より施行する
- 1 本会則は、平成 4年 4月 1日より施行する
- 1 本会則は、平成 7年 4月 1日より施行する
- 1 本会則は、平成12年 4月 1日より施行する